

新旧対照表

※下線部が改正箇所

旧	新														
<p>第4条の4 法第56条の2第1項の規定により条例で指定する区域は次の表の対象区域の欄に掲げる地域又は区域のうち当該地域又は区域ごとに同欄に掲げる都市計画法第8条第3項第2号イ及び法第52条第1項第7号の規定により定められた建築物の容積率が定められている地域及び区域とし、法第56条の2第1項の規定により条例で指定する建築物は法第52条第1項第7号の規定により建築物の容積率が10分の8又は10分の10と定められた区域については法別表第4(ろ)欄の4の項イに掲げる建築物と、同号の規定により建築物の容積率が10分の20と定められた区域については同項ロに掲げる建築物とし、法第56条の2第1項の規定により条例で指定する平均地盤面からの高さは4メートルとし、同項の規定により条例で指定する号は次の表の対象区域の欄に掲げる区分に応じてそれぞれ法別表第4(に)欄の号の欄に掲げる号とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">対象区域</th> <th rowspan="2" style="text-align: center;">法別表第4(に)欄の号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">地域又は区域</td> <td style="text-align: center;">都市計画法第8条第3項第2号イ及び法第52条第1項第7号の規定により定められた建築物の容積率</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(省 略)</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">(第2項省略)</p>	対象区域		法別表第4(に)欄の号	地域又は区域	都市計画法第8条第3項第2号イ及び法第52条第1項第7号の規定により定められた建築物の容積率	(省 略)		<p>第4条の4 法第56条の2第1項の規定により条例で指定する区域は次の表の対象区域の欄に掲げる地域又は区域のうち当該地域又は区域ごとに同欄に掲げる都市計画法第8条第3項第2号イ及び法第52条第1項第8号の規定により定められた建築物の容積率が定められている地域及び区域とし、法第56条の2第1項の規定により条例で指定する建築物は法第52条第1項第8号の規定により建築物の容積率が10分の8又は10分の10と定められた区域については法別表第4(ろ)欄の4の項イに掲げる建築物と、同号の規定により建築物の容積率が10分の20と定められた区域については同項ロに掲げる建築物とし、法第56条の2第1項の規定により条例で指定する平均地盤面からの高さは4メートルとし、同項の規定により条例で指定する号は次の表の対象区域の欄に掲げる区分に応じてそれぞれ法別表第4(に)欄の号の欄に掲げる号とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">対象区域</th> <th rowspan="2" style="text-align: center;">法別表第4(に)欄の号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">地域又は区域</td> <td style="text-align: center;">都市計画法第8条第3項第2号イ及び法第52条第1項第8号の規定により定められた建築物の容積率</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(省 略)</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">(第2項省略)</p>	対象区域		法別表第4(に)欄の号	地域又は区域	都市計画法第8条第3項第2号イ及び法第52条第1項第8号の規定により定められた建築物の容積率	(省 略)	
対象区域		法別表第4(に)欄の号													
地域又は区域	都市計画法第8条第3項第2号イ及び法第52条第1項第7号の規定により定められた建築物の容積率														
(省 略)															
対象区域		法別表第4(に)欄の号													
地域又は区域	都市計画法第8条第3項第2号イ及び法第52条第1項第8号の規定により定められた建築物の容積率														
(省 略)															